

入札説明書

法務省大臣官房会計課

入札に参加する者は、入札公告、契約書案、本書記載事項及び当省提示事項等を熟知の上、入札すること。

「国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 一式」に係る入札公告（令和7年12月12日付け）に基づく一般競争入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省第52号）に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本説明書」という。）によるものとする。

本説明書は、令和7年3月25日に修正版を公表した「国際法務総合センター維持管理・運営事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問及び意見に対する回答（以下これらを「実施方針等」という。）を反映したものであり、本説明書と実施方針等に相違がある場合には、本説明書の内容が優先する。

なお、本説明書に記載がない事項については、本説明書に関する質問に対して回答することとする。

また、本件は、調達ポータル・政府電子調達（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>）で応札及び入札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「調達ポータル・電子調達システム利用規約」、「操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

おって、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

1 入札事項 国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 一式

2 事業概要

(1) 事業名

国際法務総合センター維持管理・運営事業

(2) 対象施設

ア 矯正施設

- (ア) 東日本成人矯正医療センター
- (イ) 東日本少年矯正医療・教育センター
- (ウ) 女子中間ケアセンター（仮称）
- (エ) 東京西少年鑑別所

イ 研修施設

- (ア) 矯正研修所
- (イ) 公安調査庁研修所
- (ウ) 国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部

ウ その他の施設

- (ア) 職員宿舎
- (イ) 児童公園等外構施設

(3) 事業場所

東京都昭島市もくせいの杜

(4) 事業内容

国際法務総合センター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき選定された事業として、開札の結果、選定された民間事業者（以下「落札者」という。）が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立し、ＳＰＣが、落札者の提出した提案に基づき、前記(2)の施設の維持管理・運営業務の一部を行うことを事業内容とする。

本事業の主な業務は、次のとおりであるが、詳細については、別添「国際法務総合センター維持管理・運営事業 維持管理及び運営に関する契約書（案）」（以下「事業契約書」という。）（資料1）、「国際法務総合センター維持管理・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）（資料2）を参照のこと。

ア 総括マネジメント業務（対象：全施設）

(ア) 基本的考え方

包括委託及び長期契約といったPFI事業の特徴を踏まえ、今後の研修施設及び矯正施設に求められる社会のニーズや医療環境の変化への柔軟な対応に留意しつつ、国が事業者に求める事項を的確に把握し、迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業を取りまとめ、円滑な業務遂行を行う。

(イ) 業務概要

- 事業実施計画の作成
- 運営体制の構築等
- 業務管理
- 教育、研修
- セルフモニタリング
- その他

イ 運営準備支援業務（対象：女子中間ケアセンター（仮称）のみ）

(ア) 基本的考え方

女子中間ケアセンター（仮称）運営開始に向けた準備を円滑かつ適切に実施できるよう、国に対し協力・支援を行う。

(イ) 業務概要

- 施設維持管理業務
- 運営リハーサル
- 物品購入

ウ 施設維持管理業務

(ア) 建築物保守・管理業務（対象：全施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないよう適切に建築物の保守・管理を行う。また、適切に保守・管理を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 保守・管理に係る機器、備品の整備、管理、更新

- 外構の維持管理
- プールの維持管理
- 職員宿舎の維持管理

(イ) 建築設備保守・管理・運転監視業務（対象：全施設）

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。また、適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 運転監視
- 職員宿舎設備の維持管理

(ウ) エネルギーマネジメント業務（対象：全施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

a 基本的考え方

事業者において、運用面からの省エネルギー提案を行い、効率的かつ適正なエネルギー マネジメントを行う。

b 業務概要

- エネルギーマネジメント方針の策定
- エネルギーマネジメント
- その他

エ 運営業務

(ア) 総務業務

a 自動車運転業務（対象：矯正施設及び矯正研修所）

(a) 基本的考え方

対象施設が所有する公用車の整備、管理及び運転を行う。

(b) 業務概要

- 公用車の整備、管理
- 公用車の運転

b 警備業務（対象：全施設）

(a) 基本的考え方

対象施設及びその敷地について、庁舎管理権に基づく警備を実施する。

(b) 業務概要

- 庁舎等警備（対象：東日本成人矯正医療センター及び女子中間ケアセンター（仮称））
- 構内外巡回警備（対象：女子中間ケアセンター（仮称）を除く。）
- 児童公園の警備

(イ) 収容関連サービス業務

a 給食業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

対象施設に収容されている者への給食を実施する。なお、厨房施設は東日本成人矯正医療センターに整備し、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所へは東日本成人矯正医療センターで調理した食事を搬送する。女子中間ケアセ

ンター（仮称）については、東日本成人矯正医療センターで調理した食事をチルド運搬し、女子中間ケアセンター（仮称）にて再加熱するものとする。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 廉房設備・機器等の整備、管理、更新
- 献立の作成等
- 食事・飲料等の給与
- 配膳、下膳
- 衛生管理
- 非常時等の対応
- 食器等の給貸与
- その他

b 衣類・寝具等の提供業務（対象：矯正施設及び矯正研修所）

(a) 基本的考え方

対象施設に収容されている者の適切な収容環境及び職員の適切な執務環境を確保するために、衛生管理体制を構築し、衣類・寝具等を提供する。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 洗濯設備、機器等の整備、管理、更新
- 衣類、寝具の調達、管理、更新
- 洗濯
- 搬送
- 雑具・日常必需品の給貸与

c 清掃・環境整備業務（対象：全施設）

(a) 基本的考え方

各対象施設・敷地内の定期清掃及び日常清掃を実施するほか、国際法務総合センター敷地内並びに児童公園及び開放緑地の植栽管理及び環境整備を行うものとする。

(b) 業務概要

- 機器・備品の調達、管理、更新
- 清掃・環境整備
- 植栽管理
- 病害虫駆除
- 衛生管理
- 廃棄物の回収管理

d 理容等（対象：矯正施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

(a) 基本的考え方

対象施設において、理容器具の調達・管理・更新、調髪、爪切り及び電気かみそりの整備・管理（滅菌消毒を含む）・更新・貸与を行う。

(b) 業務概要

- 理容器具の調達、管理、更新
- 調髪
- 爪切り及び電気かみそりの整備、管理、更新

e 職員食堂運営<独立採算業務>（対象：矯正施設及び矯正研修所）

(a) 基本的考え方

対象施設の職員等を対象とした職員食堂運営を独立採算事業として実施する。

なお、厨房機器は東日本成人矯正医療センター及び矯正研修所に整備する。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 厨房機器等の整備、管理、更新
- 献立の作成等
- 食事、飲料等の給与
- 残飯処理
- 衛生管理
- 非常時等の対応
- その他

f 研修員等に係る寝具の洗濯業務<独立採算業務>（対象：矯正研修所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部）

(a) 基本的考え方

研修所を利用する研修員等の寝具等の洗濯等の業務を独立採算事業として実施する。

(b) 業務概要

- 研修員等に係る衣類・寝具カバー類の洗濯等
- その他の寝具等の洗濯等

(ウ) 医療業務支援

a 医療情報システム業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

被収容者等の診療関連情報について、記録・運用する医療情報システムを導入・更新・運用・保守し、矯正医療の質の向上に資するよう診療情報の一元管理及び蓄積を行う。

(b) 業務概要

- 医療情報システムの導入・更新
- 医療情報システムの運用・保守

b 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

対象施設で使用する医療機器等を調達し、それらが本来の性能をもって継続的に使用できるよう適切に維持管理し、診療現場において適切に利用できるようにする。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 医療機器等の整備
- 医療機器等の維持管理
- 医療機器等の更新

c 医療器具の滅菌及び消毒業務（対象：矯正施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

(a) 基本的考え方

対象施設内で発生する使用済み医療器具について、国が指定する場所から回収し、医療器具の洗浄・消毒・滅菌を行い、消毒及び滅菌された医療器具を適時・的確に国に提供する。

(b) 業務概要

- 回収、洗浄、消毒、滅菌
- 医療器具の払出し・管理
- 医療器具の廃棄
- 滅菌・消毒業務管理

d 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

対象施設で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現する。

(b) 業務概要

- 医薬品、診療材料等の管理計画策定
- 搬送資器材の調達
- 医薬品・診療材料管理
- 消耗品管理
- 搬送・管理

e 医療関係事務支援業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

法令等に従い、適切かつ確実に医療関係事務支援を実施する。

(b) 業務概要

- 自己負担治療に対する事務手続
- 外部医療機関との連絡調整
- 関係文書の作成、管理
- 医療事務支援

f 人工透析業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

人工透析治療が必要な被取容者等に対し、人工透析治療を実施する。

(b) 業務概要

- 人工透析機器等の管理、更新
- 物品等の搬送
- 人工透析準備
- 人工透析の実施
- 病状急変時の対応
- 人工透析終了時の対応
- その他

(5) 提供される業務要求水準

要求水準書によるものとする。

(6) 事業期間等

ア 事業期間

事業契約締結の日から令和19年3月31日までの期間とする。

イ 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月12日 入札公告
12月16日 本説明書に関する説明会
令和7年12月12日
～ 本説明書に関する質問受付
12月19日
12月下旬 質問に対する回答
12月25日
～ 競争参加資格の確認（第1次審査）資料の受付
令和8年 1月 7日
1月13日 競争参加資格の確認（第1次審査）結果の通知
2月 9日 第2次審査資料の提出期限
2月16日
～ 第2次審査資料のヒアリング
2月17日
2月26日 入札書の提出期限
2月27日 開札及び落札者の決定
令和7年度内 落札者との基本協定の締結
令和8年 3月頃 SPCとの事業契約の締結
令和9年 4月 1日 運営開始
令和19年 3月31日 事業終了

3 入札説明会 **令和7年12月16日（火）15時00分**

日時及び場所 法務省小会議室（東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟法務ゾーン地下1階）
又はインターネット
Microsoft Teams 会議ID：421 873 191 802 9
会議パスコード：Mt9vh2bi

※申込方法は、後記23[10]を参照のこと

4 入札書受領期限 **令和8年2月26日（木）17時00分**

及び提出場所 法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：小林）
又は電子調達システム

5 開札日時 **令和8年2月27日（金）14時00分**

及び場所 法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム

6 契約期間 契約日から令和19年3月31日まで

7 契約予定期 日和8年3月頃

8 競争参加資格

(1) 応募者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業及び医療法人等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

イ 入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業を「構成企業」、構成企業以外に、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を含む。）を「協力企業等」といい、入札参加者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割

等を明らかにすること。

- ウ 応募グループの構成企業による出資比率の合計は、全体の50パーセントを超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。なお、構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50パーセントを超えてはならない。
- エ 全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他的一切の処分を行ってはならない。
- オ 一のグループの構成企業及び協力企業等は、他の応募グループの構成企業及び協力企業等となることはできない。
- カ 矯正施設の運営に携わる者としてふさわしくない者は、構成企業、協力企業等及び出資者となることはできない。
- キ 構成企業及び協力企業等の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業等の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

(2) 応募者の要件

- ア 全ての応募者は、次の要件を満たす者であること。
 - (ア) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (イ) 予決令第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。
 - (ウ) 人工透析業務を実施する医療法人等を除いて、本事業に係る業務に対応した一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
 - (オ) 国が本事業について、アドバイザリー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（(カ)において同じ。）。
なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・PwCアドバイザリー合同会社
 - (カ) 後記15の事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (キ) 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から入札書の提出期限の日までの期間に、法務省から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成7年1月23日付け法務省告第191号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が2週間以下のものである場合において、法令違反を根拠とするものでないときは、この限りでない。
 - (ク) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格（※）を有する者

であること。

※ 支出負担行為担当官が定める資格

- a 提出書類について、当省の審査に合格したもの。
- b 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

イ 施設維持管理業務及び運営業務に係る企業の参加資格要件

(ア) 施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を除く。）は、令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」において**A若しくはBの等級**に格付けされた資格を有する者であること又は「**役務の提供等**」において**Cの等級**に格付けされており、**本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者**であること。

また、競争参加地域が「**関東・甲信越**」であること。

なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこれらの要件を満たすこと。

(イ) 給食業務に携わる構成企業又は協力企業等は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有しているほか、HACCPに対する相当の知識を有している者を配置できること。なお、「相当の知識を有している者」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの調理施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等のいずれかを有している者をいう。

(ウ) 給食業務、衣類・寝具の提供業務、清掃・環境整備業務、医療器具の滅菌及び消毒業務に携わる構成企業又は協力企業等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること。

(エ) 人工透析業務を実施する医療法人等は、平成16年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1年以上の人工透析治療の実績を有する次のいずれかの要件を満たすこと。

- a 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- b 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置している者
- c 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設している者
- d 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とする者
- e 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（都道府県、市町村を除く。）

9 提出書類等

(1) **入札参加資格審査書類** **正本1部、副本1部**

(2) **本説明書に基づいた定価ベースによる「価格証明書」** **1部**

表題は「**価格証明書**」とし、見積書の様式により（様式は任意）、本件調達の仕様内容を履行するに当たり必要となる総費用について、**値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳**（人件費、物件

費、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額を記載すること。一式計上しないこと。) を記載し、入札者が記名等を行うこと。

(3) **紙入札方式による入札参加申請書（紙入札を希望する場合のみ）** 1部

(4) **入札参加者別対話申込書** 1部

(5) **提案書** 正本1部、副本10部

※ 電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には、提出書類の一部を電子調達システムで提出する必要がある（提出書類を電子調達システム上で提出しなかった場合、電子調達システムによる入札書の提出がシステムの仕様上、不可となる。詳細は、「電子調達システム操作マニュアル」等を確認のこと。）。

10 本説明書に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合には、入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い「質問書」を提出すること。

ア 提出期限：**令和7年12月19日（金）17時00分**

イ 提出場所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111（内線2599）

e-mail:prison-pfi@moj.go.jp

ウ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめて「質問書」（国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 提出資料様式 様式1）に記載し、電子メールにて Microsoft Excel により作成されたファイル添付により提出のこと。着信については質問者において確認のこと。

(2) (1)の質問に対する回答は、法務省（URL：[https://www.moj.go.jp/kyosei1/kyosei07_00023.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei07_00023.html)）のホームページに掲載することにより公表すること。

11 競争参加資格の審査（第1次審査）

(1) 入札参加希望者は、本入札に参加することを表明し、前記8に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次のとおり、入札参加資格審査書類を提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

ア 提出期限：**令和8年1月7日（水）17時00分**

イ 提出場所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：小林）

電話：03-3580-4128（直通）

ウ 提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子調達システムによることとし、紙媒体で提出する場合は、正本1部、副本1部を提出すること。

(2) 入札参加資格審査書類の内容は、入札手続に係る記載要領の第1の2のとおりとする。

なお、入札参加資格審査書類の作成に当たっては、入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領を参照のこと。

(3) 競争参加資格の確認結果は**令和8年1月13日（火）**までに通知する。

(4) 入札参加グループの入札における競争参加資格の確認後は、グループ企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、グループ企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあっては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において前記8に掲

げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り、グループ企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに「グループ企業変更届」を入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い提出すること。

(5) その他

ア 入札参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 前記(4)ただし書に該当する場合を除き、提出した入札参加資格審査書類の差替え及び再提出は認めない。

入札参加希望者は、入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い、不備等がないよう特段の注意を払い、入札参加資格審査書類を作成すること。

12 入札参加者別対話の実施

第1次審査の結果、競争参加資格があると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり入札参加者別対話をを行うことができる。

(1) 申込期限：**令和8年1月16日（金）12時00分**

(2) 提出場所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111（内線2599）

e-mail:prison-pfi@moj.go.jp

(3) 提出方法：「入札参加者別対話参加申込書」（国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 提出資料様式（様式15））に必要事項を記載し、電子メールにて提出のこと。

着信については申込者において確認のこと。

なお、詳細は、別添「入札参加者別対話実施要領」を参照のこと。

13 價格証明書、誓約書及び紙入札方式による入札参加申請書の提出

入札参加者は、「価格証明書」、「誓約書」及び「紙入札方式による入札参加申請書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 **令和8年2月9日（月）17時00分**

(2) 提出場所 法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：小林）

(3) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等の記録が残るものに限る。）による。

14 提案書の提出

(1) 入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。

ただし、以下の提出期限までに提案書を提出しない者は本競争に参加することができない。

ア 提出期限：**令和8年2月9日（月）17時00分**

イ 提出場所：法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：小林）

ウ 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等の記録が残るものに限る。）による。

エ 提出部数：正本1部、副本10部とする。ただし、記名押印を要するものは、正本に記名押印をし、その他をコピーとしても差し支えない。

(2) 提出資料の内容は、入札手続に係る記載要領の第1の3のとおりとする。

なお、提案書の作成に当たっては、入札手続に係る記載要領及び記載要領（様式集）を参照のこと。

(3) 提案書の取扱い及び著作権

ア 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、本業務の公表その他国が必要と認めるときは、国は、提案書の全部又は一部を使用できる

ものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書は、本業務の公表以外に使用せず、落札者決定後、提出者に返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(4) その他

ア 提案書を作成する用紙の余白等に法人名、商号及びロゴマーク等を入れないこと。

イ 提案書を、総合評価の実施、契約の締結及び契約の履行状況の確認以外に提出者に無断で使用及び提供することはない。

ウ 提出期限後開札までの間は、提案書の返却には応じない。

エ 前記11(4)ただし書に該当する場合を除き、提出した提案書の差替え及び再提出は認めない。

入札参加者は、入札手続に係る記載要領及び記載要領（様式集）に従い、不備等がないよう特段の注意を払い、提案書を作成すること。

オ 入札参加者が自己に有利な得点を得ることを目的として提案書に虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、当該部分は評価の対象としない。

15 提案書の審査について

提案書の審査に当たっては、令和6年10月9日付で法務省内に設置した事業者選定委員会に入札参加者の提案内容に対する評価について調査審議を委ね、同委員会による調査審議の結果を受けて決定する。

事業者選定委員会の委員は次のとおりである。

順天堂大学医学部附属順天堂医院栄養部課長	榎 本 真 理
慶應義塾大学大学院法務研究科教授	小 池 信太郎
帝京大学医療情報システム研究センター教授	澤 智 博
公益財団法人矯正協会企画調査室長	柴 田 房 雄
東洋大学大学院経済学研究科教授	難 波 悠
昭島市保健福祉部長	萩 原 秀 敏

16 入札参加者による提案内容の説明（プレゼンテーションの実施）

入札参加者は、矯正局が別途指定する日時に、事業者選定委員会の委員に対し、提出した提案内容の説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

17 入札について

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（記載要領（様式集）様式11-2）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

（ア）入札書は、「電子調達システム」に定める手続により、入札書受領期限までに提出すること。

なお、入札書受領期限までに「電子調達システム」による入札書の提出がなかった場合（「電子調達システム」に障害が発生するなどして、入札書を提出できない場合を除く。）は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札者は、一旦入札した後は、入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

イ 紙による入札の場合

(ア) 事前に「紙入札方式による入札参加申請書」を提出した者は、必ず「入札書」を持参又は郵送等により提出すること（電子メールによる提出不可）。なお、入札書受領期限までに入札書の提出がなかった場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札書は所定の用紙を使用すること。

(ウ) 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること。

(エ) 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて封印し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 入札書在中」と朱書きすること。**

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に**「国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 入札書在中」**の旨朱書きし、中封筒の表には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。

なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送及び到着日時が調査可能な方法（例：書留郵便等）を利用すること。

(オ) 一旦提出した入札書の差替え、記載事項の変更及び取消しは、一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印すること。

(3) 代理人による入札

ア 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで定める方法により委任手続を完了させておくこと。

イ 紙による入札の場合

委任状は、所定の様式に準じて作成し、入札書を提出するまでに、持参若しくは郵送等又は電子メールにより提出すること。委任状を入札書と併せて提出する場合、委任状は入札書を封じた封筒に同封せず分けて提出すること。

また、入札書には、所在地、商号又は法人の名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）を記載した上で、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名すること（復代理人が入札を行う場合は、代理人を復代理人に読み替えること。以下同じ。）。

なお、1回目の入札を入札者が行った際に、再度入札となつた場合で代理人が入札するときは、再度入札時に委任状を添付し、入札書には代理人である旨を記載すること。

(4) 入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を中止する。

(5) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札

なお、支出負担行為担当官から競争参加資格があることを確認された者であっても、入札書の提出期限の日までに前記8に掲げる資格を失ったものは、競争参加資格のない者に該当する。

イ 委任状を持参しない代理人がした入札書

ウ 複数者の入札者の代理をした者により提出された入札書

エ 参加表明書等その他的一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

オ 鉛筆又は消えるボールペンなど容易に削除できるもので記載した入札書

- カ 入札書の入札件名、入札金額、入札者名の確認ができないもの
- キ 入札書の入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- ク 入札書に入札者の署名又は記名押印（担当者氏名及び連絡先を明記した場合を除く。）のないもの
- ケ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
- コ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反したこととなった場合
- サ その他入札に関する条件に違反したもの

18 開札について

開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と併せて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者1名が出席すること。

なお、「電子調達システム」に停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

19 落札者の決定

- (1) 前記11(1)記載の提出書類の審査に合格し、有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札価格、前記14(1)記載の提案書の内容の評価結果に基づき、「国際法務総合センター維持管理・運営事業事業者選定基準」（資料3）記載の計算式で総合評価値を算定して事業提案の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する（総合評価落札方式）。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがあるので、紙入札方式で入札に参加する場合、開札に出席の際には、あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。

なお、入札者（代理人を含む。）が開札時刻に遅れた場合は、再度入札参加資格を失うものとする。

おって、電子調達システムによる入札の場合においても、再度の入札を考慮し、開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合、提出時刻までに「電子調達システム」での入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとみなす。

- (3) 総合評価点の最も高い同数値の者が2名以上あるときは、「電子くじ」により落札者を決定するので、紙入札であるか電子入札であるかを問わず、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、入札者（代理人を含む。）が、電子くじ番号を記入できないときは、入札執行事務に關係ない当省職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじを引くことができないときも同様に取り扱う。）。

- (4) 本件調達が予決令第84条に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）に該当する場合においては、同令第85条に定める基準を設けているため、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない金額であったときは、落札決定を保留した上で所要の調査を行うこととするので、当該入札を行った者は、同調査に協力すること。同調査の結果、入札書に係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた際は、最低価格の入札者を落札者としない場合がある。調査結果の通知方法については、別途伝達する。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

20 基本協定の締結

落札者は、落札決定後、速やかに、「国際法務総合センター維持管理・運営事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書」という。）（資料4）により、国（支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長）と基本協定を締結しなければならない。

21 特別目的会社の設立等

(1) SPCの設立

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてSPCを事業契約締結時までに設立するものとする。ただし、次の要件に該当する役員がないことを要する。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) SPCへの出資

ア 構成企業は、必ず出資することとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大であること。

また、構成企業は、事業期間全体にわたって、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

なお、構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、当該出資者のSPCの株主総会における全議決権は、事業期間全体にわたって、2分の1未満であること。

イ 構成企業である株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

22 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

事業契約書により作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

SPCは、事業契約書により、国（支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長）と事業契約を締結しなければならない。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税相当額を加えた金額とする。

23 その他

(1) 入札及び契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金については、納付を免除する。

(3) 入札参加希望者は、本件説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

(4) 入札をした者は、入札後、本件説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(5) 提案書等又は添付資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(6) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。

ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

(7) 国が落札者を決定することにより、落札者の事業提案に係る責任が軽減されるものではない。

(8) 入札参加者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

(9) 本件調達では、電子調達システムで応札及び入札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（契約書の締結、請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。

(10) 入札説明会の実施方法について

入札説明会に参加を希望する者は、**令和7年12月15日（月）の12時00分まで**に、件名を「説明会参加希望」とし、本文に会社名、人数、氏名、参加方法（法務省共用会議室又はインターネット）並びに代表者の電話番号及びメールアドレスを記載し、下記アドレス宛て電子メールに提出すること。インターネットを利用して入札説明会に参加する場合は、Microsoft Teams の会議 ID 及びパスコード（前記3参照）によること。

なお、インターネットを利用して入札説明会に参加する場合、通信状況により音声が途切れることがあり得る。

また、法務省小会議室における入札説明会の参加人数は、1事業者当たり2名までとする。

入札説明会の参加者は入札説明書を持参すること。

E-mail : prison-pfi@moj.go.jp

24 契約担当官等

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 藤田正人

25 本件入札に関する問合せ先

(1) 仕様（入札参加資格審査書類を含む）に関する事項

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話: 03-3580-4111（内線: 2599）

e-mail:prison-pfi@moj.go.jp

(2) 入札手続に関する事項

法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：小林）

電話: 03-3580-4128（直通）

e-mail:keiyaku@moj.go.jp

(3) 電子調達システムに関する事項

「調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク」

電話: 0570-000-683（平日9:00～17:30。ただし、国民の祝日・休日、1月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

調達ポータル URL : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

【電子調達システムの利用について】

電子調達システムを利用して提出書類等を提出した場合でも、電子調達システムの稼動状況、開札事務の迅速化等のため、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。

(別添)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 殿

所在地
会社名
代表者氏名 (印)

紙入札方式による入札参加申請書

貴省発注の案件「国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る業務委託 一式」について、紙入札方式での参加を申請します。

担当者
氏名

連絡先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

(別添)

入札参加者別対話実施要領

1 目的

入札説明書10にある入札説明書等に対する質問回答に加え、入札参加者の本業務に対する理解をより深め、入札参加者の創意工夫を引き出すとともに、提案書作成の検討の方向性や具体化への一助とする目的として「入札参加者別対話」を実施する。

2 入札参加者別対話の実施方法

(1) 実施時期

令和8年1月19日（月）

(2) 実施回数等

実施回数は1入札参加者当たり1回とし、実施時間は概ね2時間までとする。

(3) 参加者

グループで入札に参加する者については、入札参加グループ単位で実施し、参加人数は1回当たり20名までとする（各回の参加者は同一である必要はない。）。

(4) 対話の対象及び方法

入札参加者別対話は本業務の提案に関する事項全般を対象とし、対面方式による質疑応答形式で実施する（ただし、入札予定価格やその積算根拠等に関することを除く。）。

(5) 実施日程

実施日時及び場所については、入札参加者の代表者に電子メールで連絡する。連絡した日時での実施に不都合がある場合には、別途協議により適切な日時を設定する。

(6) 対話内容の公開

入札参加者別対話の内容については、原則として全ての入札参加者へ通知することとする。ただし、他の入札参加者へ通知することにより入札参加者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、当該入札参加者から申入れがあった場合及び国が当該入札参加者独自のノウハウと判断した場合には通知しない。